

# クリーニング所開設届出の手引き

沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課

令和6年6月

# 目 次

1. クリーニング業とは .....	P1
2. クリーニング所の開設手続きについて .....	P3
3. クリーニング所開設後の手続（変更、廃止、承継）について	P12
4. クリーニング所の措置基準（構造、衛生）について .....	P15
5. その他 .....	P18

## 1. クリーニング業とは

### 【クリーニング業の定義】

クリーニング業とは、クリーニング業法（以下、「法」という。）第2条第1項で、「溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行うことを含む。）を営業すること」と定義されています。

また、クリーニング行為には水洗いやドライクリーニングのみでなく、受取、選別、プレス、染み抜き、乾燥、仕上げ、引渡等といった一連の行為も含まれます。

#### ※指定洗濯物の処理について

クリーニング業法施行規則（以下、「規則」という。）で指定する次の洗濯物（指定洗濯物）は、伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれがあることから、取り扱う際には、他の洗濯物と区分し、洗たく前には、決められた方法で消毒することが義務づけられています。

- (1) 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
- (2) 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれがあるものとして引き渡されたもの
- (3) おむつ、パンツその他これらに類するもの
- (4) 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- (5) 病院または診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

### 【クリーニング業の適用範囲】

- コインランドリーのようなセルフサービスによるコイン・オペレーション・クリーニングは、クリーニング業に該当しません。
- 貸しおむつ業、貸しタオル業等のリネンサプライ業はクリーニング業に該当します。
- 手術衣、手術用布片等のリネン類の消毒・滅菌業務の委託を受ける施設もクリーニング所に該当します。
- 製品をいったん解体して洗たくする「洗張り業」はクリーニング業に該当しません。

## 【クリーニング所の種類】

※クリーニング所以外の場所で、クリーニング業を行うことはできません。

クリーニング所は、営業形態によって次のように分類されます。

クリーニング所 { クリーニング所：洗濯物の処理、受取及び引渡しを行う施設  
取次所：洗たく物の処理をせず受取及び引渡しのみを行う  
店舗

**無店舗取次店**：クリーニング所を開設しないで、車両を用いて洗たく物の受取及び引渡しを行う形態の店舗

## 【クリーニング師について】

- ・取次所、無店舗取次店以外のクリーニング所には、クリーニング師を置くことが法律で義務付けられています。（法第4条）
- ・クリーニング師になるためには、都道府県（もしくは国が指定する指定試験機関）が実施するクリーニング師試験に合格し、免許の交付を受ける必要があります。（法第6条、7条）
- ・クリーニング師は資質の向上を図るため、業務従事後1年以内に研修を受け、その後、3年を超えない期間ごとに研修を受けることが義務付けられています。（法第8条の2）

## 【従事者研修について】

営業者は、営業開始の日から1年以内に従事者の1/5の数の者に対し、業務に関する知識の習得及び技能の向上を図るための講習を受けさせ、その後、3年を超えない期間ごとに講習を受けさせる義務があります。（法第8条の3）

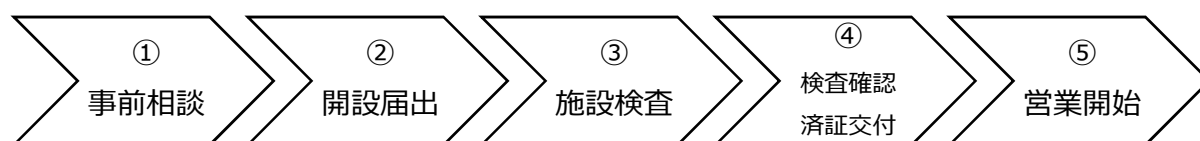
## 2. クリーニング所の開設手続きについて

### 【クリーニング所開設までの流れ】

クリーニング所を開設しようとする者は、クリーニング所の位置、構造設備等を営業施設の所在地を管轄する保健所へ届け出て、施設検査により、その構造設備が基準に適合することの確認を受けた後でなければ、そのクリーニング所を使用してはいけません。

無店舗取次店については、検査確認を受ける必要はありませんが、営業を開始する前に届出を行う必要があります。

クリーニング所開設（営業開始）までの流れは以下のとおりです。



#### ①事前相談

着工前（設計段階）に、設置場所・構造設備等について、施設付近の地図や施設の設計図面等をお持ちのうえ、必ず事前に保健所窓口（P5参照）でご相談ください。

なお、その際は事前に保健所に連絡して、担当者と来庁日程の調整をお願いします。

#### ②開設届出

開設届出に必要な書類（P6～P7参照）を揃えて、保健所窓口にご提出ください。

なお、その際は事前に保健所に連絡して、担当者と来庁日程の調整をお願いします。

○提出部数：1部

開設届の控えが必要である場合は2部。（1部に収受印を押印してお返しします。）

#### ③施設検査

施設が構造設備基準（P15参照）に適合していることを確認するため、保健所職員による立入検査を行います。構造設備に不備がある場合、改善後に再度施設検査を行うことがあります。

#### ④検査確認済証の交付

立入検査の結果等を踏まえて審査を行い、施設が構造設備基準に適合している場合は、検査確認済証が交付されます。



### 【検査手数料】

クリーニング所の使用前検査にあたっては、「クリーニング業法施行条例」に基づき、次の検査手数料が必要となります。銀行または各保健所内証紙売捌き所等で検査手数料相当の沖縄県収入証紙を購入し、開設届に添付してください。

なお、検査手数料は、開設届を受理した後は、届出を取り下げすることになった場合でも返還できません。

検査対象	検査手数料（円）
クリーニング所 (クリーニング所・取次店)	16,000 円

### 【各保健所窓口一覧】

保健所名	連絡先・住所・受付時間	管轄市町村
北部保健所 生活環境班	0980-52-2636 名護市大中 2 - 13 - 1 8時半～12時、13時～16時	名護市、国頭村、大宜味村、東村、 今帰仁村、本部町、伊江村、 伊平屋村、伊是名村
中部保健所 生活衛生班	098-938-9787 沖縄市美原 1 - 6 - 28 8時半～12時、13時～16時	宜野湾市、沖縄市、うるま市、 恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、 嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
南部保健所 生活衛生班	098-889-6799 南風原町字宮平 212 8時半～12時、13時～16時	浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、 西原町、与那原町、南風原町、 八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、 粟国村、渡名喜村、南大東村、 北大東村、久米島町
宮古保健所 生活環境班	0980-72-3501 宮古島市平良字東仲宗根 476 8時半～12時、13時～16時	宮古島市、多良間村
八重山保健所 生活環境班	0980-82-3243 石垣市字真栄里 438 9時～11時半、13時～16時半	石垣市、竹富町、与那国町

※那覇市については、那覇市保健所（098-853-7963）にご相談ください。

## 【開設届出に必要な書類】

開設届出にあたり、下記の書類が必要となります。

### (1) クリーニング所及び取次店

必要書類一覧	チェック
(1) クリーニング所開設届（第3号様式） 各保健所窓口で配布しているほか、沖縄県業務生活衛生課ホームページからダウンロードできます。	<input type="checkbox"/>
(2) 営業施設周辺の見取り図（開設場所がわかるような地図）	<input type="checkbox"/>
(3) クリーニング所の平面図 内法での寸法(m)、設備の配置を記載してください。	<input type="checkbox"/>
(4) 構造及び設備の概要（第3号様式第2面）	<input type="checkbox"/>
(5) 他にクリーニング所を開設し、または無店舗取次店を営んでいる場合は以下の事項を記載した書類（任意様式） ア. クリーニング所または無店舗取次店の名称 イ. クリーニング所の所在地または無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号 ウ. 従事者数 エ. 従事者の中にクリーニング師がいる場合は、その氏名	<input type="checkbox"/>
(6) （取次所または仕上げのみの場合）洗たくを行うクリーニング所の検査確認済証の写し	<input type="checkbox"/>
(7) 従事するクリーニング師の本籍、住所、氏名、生年月日、クリーニング師登録番号を記載した書類（任意様式）	<input type="checkbox"/>
(8) クリーニング師免許証の写し（※窓口で原本を提示してください。）	<input type="checkbox"/>
(9) 開設者の確認書類 ・ 開設者が個人の場合：運転免許証やマイナンバーカード等の身分証明書を提示してください。 ・ 開設者が法人の場合：登記事項証明書の写し（原本照合を行いますので、窓口で原本を提示してください）	<input type="checkbox"/>



## (2) 無店舗取次店

必要書類一覧	チェック
(1) 無店舗取次店営業届（第3号様式の2） 各保健所窓口で配布しているほか、沖縄県薬務生活衛生課ホームページからダウンロードできます。	<input type="checkbox"/>
(2) 業務用車両の自動車検査証の写し	<input type="checkbox"/>
(3) 他にクリーニング所を開設し、または無店舗取次店を営んでいる場合は以下の事項を記載した書類（参考様式） ア. クリーニング所または無店舗取次店の名称 イ. クリーニング所の所在地または無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号 ウ. 従事者数 エ. 従事者の中にクリーニング師がいる場合は、その氏名	<input type="checkbox"/>
(4) 洗たくを行うクリーニング所の検査確認済証の写し	<input type="checkbox"/>
(5) 開設者の確認書類 ・ 開設者が個人の場合：運転免許証やマイナンバーカード等の身分証明書を提示してください。 ・ 開設者が法人の場合：登記事項証明書の写し（原本照合を行いますので、窓口で原本を提示してください）	<input type="checkbox"/>

【開設届記載例】

保健所長 殿

住民票、登記事項証明書のと  
おりに記載して下さい

令和〇年〇月〇日

本籍 △△市△△1丁目2番地  
住所 ○〇市○〇4丁目5番6号  
氏名 沖縄 花子

昭和〇年〇月〇日生

確認済証に反映されるの  
で、大文字・小文字・スペ  
ース・()等は正確に記載  
して下さい

アパート、ビル等の場合  
は建物名称、階数、部屋  
番号も記載して下さい

〔法人にあっては、所在地、名称  
及び代表者名〕

クリーニング所開設届

下記のとおり、クリーニング所を開設しますので、クリーニング業法第5条第1項の規定  
により、関係書類を添えて届け出ます。

記

処理（洗たく、仕上げ等）を行う場合  
は「1」、受取、引渡しのみを行う場  
合は「2」に○を付けて下さい。

ク リ ー ン 所	名 称	○〇クリーニング	
	所在地	△△市△△1-2-3	
	開設予定年月日	令和〇年〇月〇日	
種 別	①	洗たく物の処理、受取及び引渡しを行うクリーニング所	
	2	洗たく物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所	
		伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのある洗たく物の取扱区分	
		有	無 (どちらかに○印のこと。)
管 理 人	本 籍	△△市△△1丁目2番地	
	住 所	○〇市○〇4丁目5番6号	
	氏 名	沖縄 花子	昭和〇年〇月〇日生
従 事 者 数	○ 名	うちクリーニング師数	○ 名

添付書類

- 1 クリーニング所の構造及び設備の概要を明らかにした平面図※
- 2 従事クリーニング師の本籍、住所、氏名及び生年月日並びに登録番号を記載した書類※
- 3 他にクリーニング所を開設しているときは、そのクリーニング所ごとの名称、所在地及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名、無店舗取次店を営んでいるときは、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記載した書類

複数ある場合は、該当項目を全てチェックする。

(第2面)

構 造 及 び 設 備 の 概 要	建物の構造、面積及びクリーニング所の面積		鉄筋	木造、簡易耐火	スレート	葺	2	階建	
			クリーニング所の面積		50	平方メートル			
	洗 た く 場	床	コンクリート	タイル	その他 ( )				
		腰張り	コンクリート	タイル	その他 ( )				
		給水設備	上水道	簡易水道	井戸	その他 ( )			
		洗たく機等	洗たく機	3	台	脱水機	2	台	
	場	ドライ設備	ソルベント	パークロ	フッ素	その他 ( )			
		排水状況	下水道	側溝	(排水口	1	箇所)		
その他の設備									
設 備 の 概 要	仕 上 場	設備名	種類と台数						
	場	プレス機	( 綿プレス機 )	2 台					
		アイロン	( )	台					
			( )	台					
要	整 容 器 及 び 集 配	噴霧機	( )	台					
		( )	台						
		( )	台						
		未処	理	処 理 済					
		戸棚	4	個	戸棚	2	個		
		容器		個	容器	2	個		
		その他			その他	パイプ棚	個		

令和〇年〇月〇日

保健所長 殿

営業区域に那覇市が含まれる場合は、那覇市（那覇市保健所）にも届出をする必要があります。

本籍 △△市△△1丁目2番地

住所 ○〇市〇〇4丁目5番6号

氏名 琉球 太郎

生年月日 昭和〇年〇月〇日生

電話番号 098-〇〇〇-xxxx

〔法人にあっては、所在地、名称及び代表者名〕

無店舗取次店営業届

下記のとおり、無店舗取次店を営業しますので、クリーニング業法第5条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

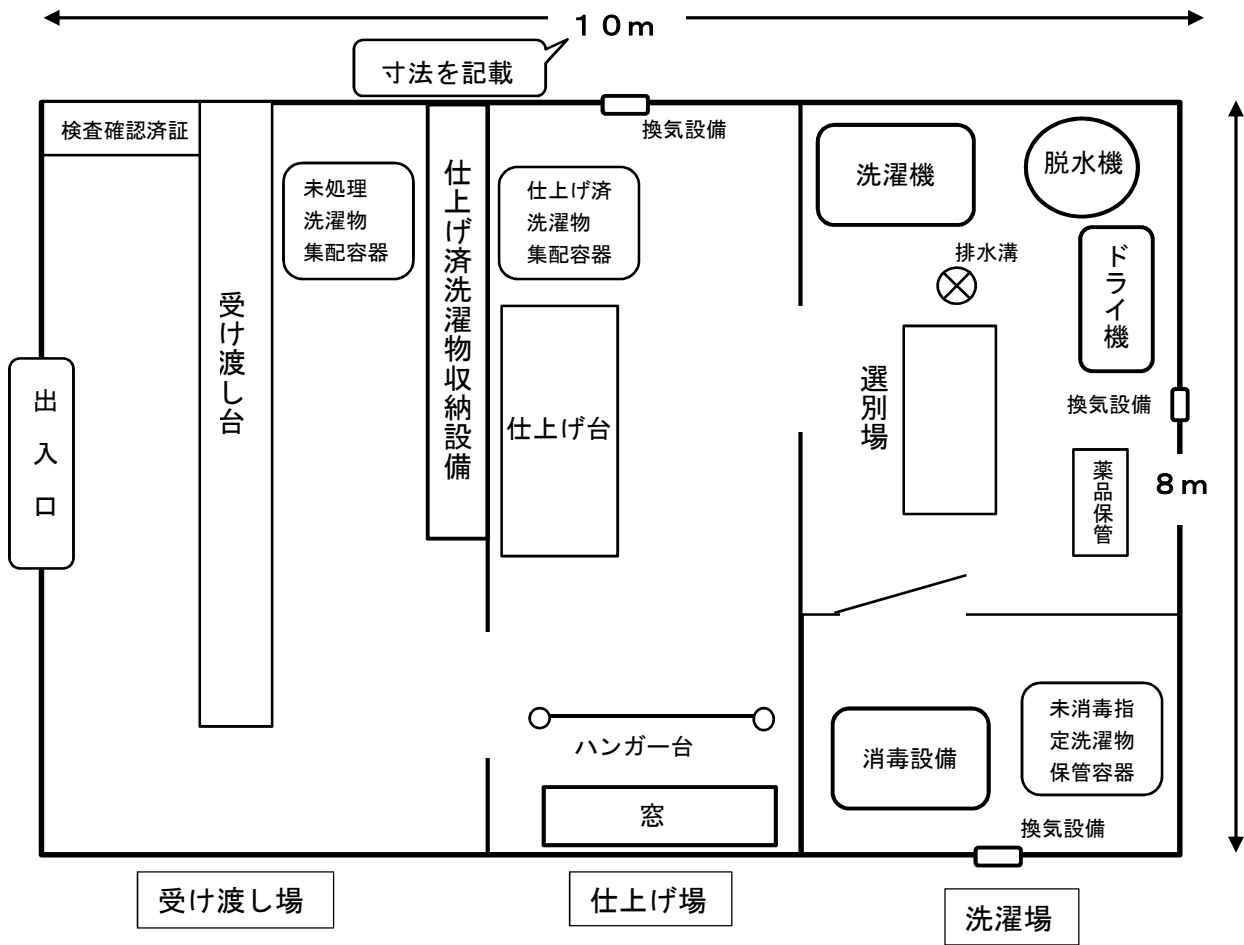
無店舗取次店	名称	○〇クリーニング		電話番号	( 098-▽▽▽-◎◎◎◎ )	
	営業区域	沖繩本島（那覇市を含む）				
	営業開始予定年月日					
	伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのある洗たく物の取扱区分	有	無	(どちらかに○印のこと。)		
業務用車両の概要	自動車登録番号又は車両番号	沖繩◆◆◆ あ ○〇-〇〇				
	保管場所	□□市□□7丁目8番9号				
	構造の概要	1 集配容器等 (1) 処理前の洗たく物を入れる容器   1    個 (2) 処理済の洗たく物を入れる容器   1    個 2 その他				
従事者	従事者数	○ 人（うちクリーニング師数		○ 人）		
	クリーニング師	氏名	本籍	生年月日	住所	登録番号
		沖繩 花子	△市△1-2	昭和〇年〇月〇日	×町×5-6-7	第〇〇〇〇号

添付書類

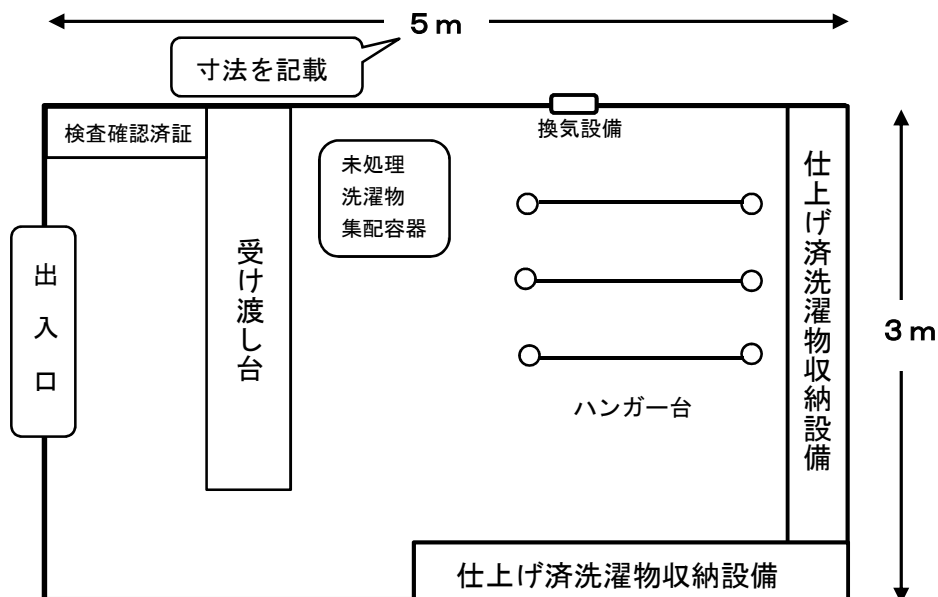
他に無店舗取次店を営んでいるときは、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名、クリーニング所を開設しているときは、そのクリーニング所ごとの名称、所在地及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記載した書類

【平面図記載例】

(1) 洗たく物の受取、処理及び引渡しを行うクリーニング所（一般）



(2) 洗たく物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所（取次所）



### 3. クリーニング所開設後の手続（変更、廃止、承継）について

#### 【変更届出】

クリーニング所開設届または無店舗取次店営業届の記載事項（開設者の住所、法人の代表者、施設の名称など）を変更したときは、速やかにクリーニング所（無店舗取次店）届出事項変更（廃止）届（第6号様式）を作成のうえ、下記の必要書類を添付して管轄保健所に提出してください。

変更内容	確認または提出書類等
(1) 共通 本籍、住所、氏名、法人の場合は、所在地、名称及び代表者名	【届出者が個人の場合】 変更の内容が確認できる法的書類（住民票抄本など） ※住民票は、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提示してください。 【届出者が法人の場合】 ・履歴事項全部証明書
(2) 共通 店舗名の変更	
(3) クリーニング所 従業者数	
(4) クリーニング所 クリーニング師の雇用・退職	・雇用したクリーニング師の免許証の写しと原本（免許証原本を確認しますので併せて持参してください。）
(5) クリーニング所 構造及び設備の変更	・変更前と変更後の施設の平面図 ※開設面積の50%以上の大規模な増改築は新規の開設届が必要です。 ・構造及び設備の概要（第3号様式第2面）
(6) 無店舗取次店 届出者及び営業所の電話番号	
(7) 無店舗取次店 営業区域	
(8) 無店舗取次店 業務用車両の登録番号、車両番号及び保管場所	・自動車検査証の写し

※その他、変更があれば、事前に管轄保健所にご相談ください。

### 【廃止の届出】

クリーニング所を廃止する場合は、廃止後速やかにクリーニング所（無店舗取次店）届出事項変更（廃止）届（第6号様式）に、検査確認済証を添付して管轄保健所に提出してください。

### 【承継の届出】

事業の譲渡、個人の相続または法人の合併・分割により、開設者の地位を承継したときは、承継届（譲渡用、相続用、合併用、分割用）を作成のうえ、下記の必要書類を添付して保健所に提出してください。

承継の種類	必要書類
事業の譲渡	(1) クリーニング所（無店舗取次店）開設者地位承継届（譲渡） （第3号様式の2の2） (2) 営業の譲渡が行われたことを証する書類 (3) 他にクリーニング所を開設しているときは、そのクリーニング所ごとの名称、所在地及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名、無店舗取次店を営んでいるときは、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記載した書類
個人の相続	(1) クリーニング所（無店舗取次店）開設者地位承継届（相続） （第3号様式の3） (2) 相続開始の事実の記載がある戸籍謄本又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付された法定相続情報一覧図の写し (3) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書（第3号様式の4） (4) 他にクリーニング所を開設しているときは、そのクリーニング所ごとの名称、所在地及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名、無店舗取次店を営んでいるときは、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記載した書類
法人の合併	(1) クリーニング所（無店舗取次店）開設者地位承継届（合併） （第3号様式の5）

	<p>(2) 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書</p> <p>(3) 他にクリーニング所を開設しているときは、そのクリーニング所ごとの名称、所在地及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名、無店舗取次店を営んでいるときは、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記載した書類</p>
法人の分割	<p>(1) クリーニング所（無店舗取次店）開設者地位承継届（分割）（第3号様式の6）</p> <p>(2) 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書</p> <p>(3) 他にクリーニング所を開設しているときは、そのクリーニング所ごとの名称、所在地及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名、無店舗取次店を営んでいるときは、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び従事者数並びに従事者中にクリーニング師のある場合はその氏名を記載した書類</p>



## 4. クリーニング所の措置基準（構造、衛生）について

### ○営業者の措置（法第3条、第3条の2、第4条）

- (1) 営業者は、クリーニング所以外の場所において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。
- (2) 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に業務用の機械として洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも1台備えなければならない。ただし、脱水機の効用を有する洗たく機を備える場合は、脱水機は備えなくてもよい。
- (3) 営業者は、前項に規定する措置のほか、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - ① クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）をいう。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと。
  - ② 洗濯物を洗濯又は仕上げを終わった物と終わらない物に区分しておくこと。
  - ③ 洗濯物をその用途に応じて区分して処理すること。
  - ④ 洗場については、床が不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。
  - ⑤ 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。
- (4) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。
- (5) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければならない。
- (6) 営業者は、クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡しのみを行うものを除く。）ごとに、一人以上のクリーニング師を置かなければならない。

### ○洗たく物の受取、処理及び引渡しを行うクリーニング所の措置（条例別表第1第1項）

#### (1) 一般的措置

- ア クリーニング所の床面積は、20㎡以上とし、洗たく物の取扱量に応じ十分な面積を有すること。ただし、衛生上支障がない場合は、この限りでない。
- イ クリーニング所は、洗たく場、仕上場、受渡場等に区分し、かつ、住居の部分と完全に仕切り、他の用途に使用しないこと。

- ウ クリーニング所は、清掃しやすい構造とし、換気、採光及び照明を十分にすること。
- エ 洗たく物の集配容器は、仕上済みと未処理とに区分し、標示すること。
- オ 洗たく物の保管設備及び集配容器並びに営業用器具は月1回以上消毒を行い、その実施記録を1年間保管すること。
- カ 受渡場には、取扱数量に応じた適当な広さの受渡台を設け、洗たく物を入れる専用の容器を備えること。
- キ クリーニング所の見やすい場所にクリーニング師免許証を掲示すること。
- ク 営業者は、規則で定める従業者名簿を備えること。
- ケ クリーニング業法施行規則第1条に規定する洗たく物を取扱う場合は、それぞれその旨を標示し、それ以外の洗たく物と区別して取扱うとともに、消毒設備又は消毒室において、消毒した後洗たくすること。
- コ クリーニング所の内外及び業務用の車両は、常に清潔に保ち、月1回以上防そ、防虫及び消毒を行うこと。

## (2) 洗たく場に関する措置

- ア 洗たく物の選別を行う選別場を設けること。
- イ しみ抜きを行う場合は、専用の場所を設け、換気を十分に行うこと。
- ウ 洗たく機、脱水機等洗たくに必要な機械又は器具を備えること。
- エ 洗たくに使用する洗剤、溶剤、薬品等を格納できる戸棚又は容器を設けること。
- オ 洗たくに使用する水は、衛生上支障のないものを使用すること。

## (3) 仕上場に関する措置

- ア 洗たく物の取扱量に応じ十分な面積を確保し、清掃しやすい構造とすること。
- イ 専用の作業台、アイロン等仕上げに必要な機械又は機器を備えること。
- ウ 作業台の被布、清潔な白布等を使用し、適宜取り替えること。
- エ 仕上物は、その他の物と区別できる衛生的な収納設備に保管すること。

## ○洗たく物受取及び引渡しのみを行うクリーニング所の措置（条例別表第1第2項）

- (1) 洗たく物の取扱量に応じた面積（6.6㎡以上）を確保し、清掃しやすい構造とすること。
- (2) クリーニング所は、隔壁又は適切な方法により一定の区画をなし、同一施設内の他の営業所、住居等と区別すること。

- (3) 洗たく物及び洗たく済みの物を区別し、保管する設備を設け、かつ、区別して集配できる容器等を備えること。
- (4) クリーニング所は、換気、採光及び照明を十分にすること。
- (5) クリーニング所及び業務用の車両は、常に清潔に保ち、月1回以上防そ、防虫及び消毒を行うこと。

○無店舗取次店の措置（条例別表第1第3項）

- (1) 業務用の車両は、洗たく物及び洗たく済みの物を区別して入れる容器等を備えること。
- (2) 業務用の車両は、常に清潔を保ち、月1回以上防そ、防虫及び消毒を行うこと。

○テトラクロロエチレン等の有機溶剤を使用するクリーニング所の措置（条例別表第1第4項）

- (1) 有機溶剤の排気口には、有効な溶剤回収装置を備え、かつ清浄な外気を供給できる換気設備を設けること。
- (2) ドライクリーニング機械から排出される水を処理するための有効な廃液処理装置を備えること。ただし、専門の処理業者に処理委託する場合は、この限りでない。
- (3) ドライクリーニング処理による洗たく物の乾燥は、乾燥機等の装置内で使用した有機溶剤の種類等に応じた適正な温度で行い、かつ、溶剤臭が残留しなくなるまで十分に行うこと。
- (4) 洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤、消毒剤等は、それぞれの品名を標示して専用の保管庫又は戸棚等に格納すること。ただし、テトラクロロエチレン等の有機溶剤は、金属缶の密閉容器に入れ、直射日光及び雨水を避けた換気の良い場所に保管すること。
- (5) テトラクロロエチレン等を含む蒸留残さ物、使用済みフィルターパウダー、カートリッジフィルター、活性炭等の産業廃棄物については、密閉することができ、かつ、耐溶剤性の容器に保管し、産業廃棄物処理業者に委託して適切に処分すること。

○法第9条に規定する業務に従事する者（業務従事者）に関する措置（条例別表第1第5項）

- (1) 営業者は、業務従事者が結核又は皮膚疾患にかかった場合には、直ちにその旨をクリーニング所の所在地（無店舗取次店の営業者にあつては、主たる営業区域）を管轄する保健所長に届け出て、その指示に従って作業に従事させなければならない。
- (2) 営業者は、保健所長から業務従事者に対して結核又は皮膚疾患等の健康診断を受けさせるべき旨の指示があつた場合には、当該疾病について健康診断を受けさせなければならない。

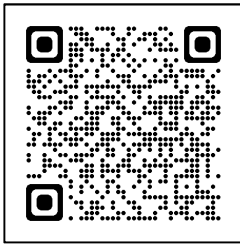
## 5. その他

クリーニング業法の法令や通知等については下記の厚生労働省のホームページをご参照ください。また、届出様式等は沖縄県薬務生活衛生課ホームページからダウンロードできます。

### 【厚生労働省ホームページ】

クリーニングのページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123887.html>



### 【沖縄県衛薬務生活衛生課ホームページ】

クリーニング業に関すること

<https://www.pref.okinawa.jp/iryokenko/eiseiyakuji/1006591/1006594/1006598/1006608/1006609.html>

